



和歌山市公報

令和5年（2023年）10月16日
第1761号

発行所 和歌山市役所
発行日 毎月 1日 15日

目次

【 告 示 】

番号		ページ
389-2	公示送達（差押調書（謄本）及び配当計算書（謄本））	（納税課） 2
390	自転車等の移動及び保管	（まちなみ景観課） 2
391	自転車等の移動及び保管	（まちなみ景観課） 3
392	放置自転車等の処分	（まちなみ景観課） 4
394	公示送達（令和5年度市民税県民税納税通知書）	（市民税課） 4
395	介護保険法の規定による事業を廃止する旨の届出	（指導監査課） 4
396	介護保険法の規定による事業を廃止する旨の届出	（指導監査課） 5
397	介護保険法施行規則の規定による事業を廃止する旨の届出	（指導監査課） 5
398	介護保険法の規定による指定居宅サービスに係る指定及び指定介護予防サービスに係る指定	（指導監査課） 5
399	介護保険法の規定による指定地域密着型サービスに係る指定	（指導監査課） 6
400	介護保険法の規定による第1号事業に係る指定	（指導監査課） 6

【 公 告 】

○	道路位置の指定	（建築指導課） 7
○	和歌山大学前駅周辺土地区画整理事業の事業計画変更の認可	（まちなみ景観課） 7
○	開発行為に関する工事の完了	（都市計画課） 7
○	所有者等の所在が明らかでない土地に係る筆界案の作成	（地籍調査課） 7
○	所有者等の所在が明らかでない土地に係る筆界案の作成	（地籍調査課） 8
○	開発行為に関する工事の完了	（都市計画課） 8

【 選挙管理委員会告示 】

65	選挙管理委員会の招集	（選挙管理委員会事務局） 9
----	------------	----------------

【 教育委員会告示 】

19	教育委員会の招集	（教育政策課） 9
----	----------	-----------

【 教育委員会公告 】

○	令和6年度和歌山市立和歌山高等学校入学者選抜の実施	（教育政策課） 9
---	---------------------------	-----------

【 農業委員会公告 】

○	農業委員会総会の招集	（農業委員会事務局） 12
○	農用地利用集積計画の縦覧	（農業委員会事務局） 12

【 企業局告示 】

31	和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定を受けた者	（企業総務課） 12
----	------------------------------	------------

32 和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定の更新がされた者・・・・・・（企業総務課） 13
 33 和歌山市企業局指定給水装置工事事業者からの事業の廃止の届出・・・・・・（企業総務課） 13

【 消防局訓令 】

9 防火胸章規程の一部を改正する規程・・・・・・（予防課） 14

【 その他 】

○ 礼遇き章及び証書の贈呈・・・・・・（秘書課） 16

【 告 示 】

和歌山市告示第389-2号

差押調書（謄本）及び配当計算書（謄本）を送達すべきところ、住所及び居所が明らかでないため送達できないので、和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により次のとおり告示する。

なお、送達すべき差押調書（謄本）、配当計算書（謄本）は納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年10月10日

和歌山市長 尾花正啓

（登載省略）

（令和5年10月10日揭示済）

和歌山市告示第390号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条第2項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和5年10月11日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
JR和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和5年9月30日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和5年9月19日
南海和歌山大学前駅周辺自転車等放置禁止区域	令和5年9月19日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 住所及び氏名を確認できるもの
- (3) 印鑑
- (4) 費用

自転車	1台につき	2,500円
-----	-------	--------

原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1 台につき	4, 0 0 0 円
-------------------------------	--------	------------

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日並びに 1 月 2 日、同月 3 日及び 1 2 月 2 9 日から同月 3 1 日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前 9 時から午後 6 時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話 4 3 5 - 1 0 8 2

(令和 5 年 1 0 月 1 1 日揭示済)

和歌山市告示第 3 9 1 号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年条例第 9 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第 1 0 条第 1 項の規定により告示する。

令和 5 年 1 0 月 1 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
和歌山市内一円市道上、無料駐輪場及び菖蒲ヶ丘団地	令和 5 年 9 月 1 9 日、同月 2 1 日、同月 2 2 日、同月 2 6 日及び 2 7 日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第 9 条の 2 第 2 項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏 1 6 7 番 1

電話 4 2 2 - 4 1 0 0

4 返還を受けるために必要なもの

(1) 自転車等の鍵

(2) 住所及び氏名を確認できるもの

(3) 印鑑

(4) 費用

自転車	1 台につき	2, 5 0 0 円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1 台につき	4, 0 0 0 円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日並びに 1 月 2 日、同月 3 日及び 1 2 月 2 9 日から同月 3 1 日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び(2)にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話435-1082

(令和5年10月11日揭示済)

和歌山市告示第392号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第10条第3項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第4項の規定により告示する。

令和5年10月11日

和歌山市長 尾花正啓

1 処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して90日を経過したが、引取りがないため

2 処分年月日

令和5年10月13日

3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した旨を告示した年月日
JR和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和5年6月16日及び同月24日	令和5年7月12日
JR和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和5年6月22日	令和5年7月12日
和歌山市内一円市道上及び無料駐輪場	令和5年6月21日及び同月28日	令和5年7月12日

4 処分自転車等の保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

(令和5年10月11日揭示済)

和歌山市告示第394号

納税通知書を別紙の者に発送したところ、住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため送達ができないので、和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により、次のとおり告示する。

なお、送達すべき納税通知書は、市民税課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年10月13日

和歌山市長 尾花正啓

送達書類の名称 令和5年度 市民税県民税納税通知書

(別紙省略)

(令和5年10月13日揭示済)

和歌山市告示第395号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第82条第2項の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条及び第85条の規定により次のとおり告示する。

令和5年10月16日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
30701 08406	株式会社生駒 管工	めぐ美 和歌山市松江1556-58	居宅介護 支援	令和5年9 月30日
30701 02326	和歌山高齢者 生活協同組合	ケアセンターおたっしや倶楽部わかやま訪問介 護事業所 和歌山市楠見中240-49	訪問介護	令和5年9 月30日

(令和5年10月16日掲示済)

和歌山市告示第396号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の11の規定により次のとおり告示する。

令和5年10月16日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
30701 03373	有限会社ライフパートナー 和歌山市内原634-1 岩橋杉子 和歌山県海南市小野田1620-92	グループホーム すずらん内原 和歌山市内原6 34-1	認知症対応型共 同生活介護	令和5 年9月 30日

(令和5年10月16日掲示済)

和歌山市告示第397号

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の3第2項第4号の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に関する規則（平成28年規則第94号）第16条の規定により次のとおり告示する。

令和5年10月16日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
30714 00158	株式会社ニチ イ学館	ニチイケアセンター海南 和歌山県海南市名高534-5 ナビオ ミカサビル2階	予防給付型訪問 サービス	令和5年9 月30日
30714 01008	株式会社ニチ イ学館	ニチイケアセンター黒江 和歌山県海南市船尾213-1 新前田 ビル2F	予防給付型訪問 サービス	令和5年9 月30日
30701 02326	和歌山高齢者 生活協同組合	ケアセンターおたっしや倶楽部わかやま 訪問介護事業所 和歌山市楠見中240-49	予防給付型訪問 サービス	令和5年9 月30日

(令和5年10月16日掲示済)

和歌山市告示第398号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の指定居宅サービスに係る指定及び第53条第1項本文の指定介護予防サービスに係る指定をしたので、同法第78条及び第115条の10の規定により次のとおり告示する。

令和5年10月16日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者又は開設者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
-----------	-----------------	-------------	---------	-------

30601 91412	有限会社ハートフルケア	訪問看護ステーションはーとふる和歌山 和歌山市福島700-1	訪問看護	令和5年1 0月1日
30601 91404	医療法人卓麻会	訪問看護ステーションあした 和歌山市榎原204-10 ストリーム ビル1階	訪問看護 介護予防 訪問看護	令和5年1 0月1日
30701 14628	合同会社とりたん	ヘルパーステーションしろ 和歌山市園部265 サニーホワイト6 205号室	訪問介護	令和5年1 0月1日
30701 14636	合同会社優	訪問介護ステーション優 和歌山市紀三井寺734番地 メゾンド スタシオン101	訪問介護	令和5年1 0月1日

(令和5年10月16日)

和歌山市告示第399号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項本文の指定地域密着型サービスに係る指定に係る指定をしたので、同法第78条の11の規定により次のとおり告示する。

令和5年10月16日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
30901 01753	有限会社ハートフルケア 兵庫県川西市出在家町1番6号 三宅圭一 兵庫県川西市出在家町12番8号	定期巡回ステーションはーとふる和歌山 和歌山市福島700-1	定期巡回 ・随時対応型訪問 介護看護	令和5 年10 月1日
30901 01761	アシストラン株式会社 和歌山県岩出市中黒50番地8 高崎晃弘 和歌山県岩出市中黒50番地8	より処デイサービス塩屋 和歌山市塩屋3丁目2-2 1	地域密着 型通所介 護	令和5 年10 月1日
30901 01779	ベストコンダクター合同会社 和歌山市木ノ本687-22 車田揮一 和歌山市木ノ本687-22	てんまりてんてん 和歌山市西浜1407-1	地域密着 型通所介 護	令和5 年10 月1日

(令和5年10月16日掲示済)

和歌山市告示第400号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項の第1号事業に係る指定をしたので、和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に関する規則（平成28年規則第94号）第16条の規定により次のとおり告示する。

令和5年10月16日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者又は開設者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
30701 14636	合同会社優	訪問介護ステーション優 和歌山市紀三井寺734番地 メゾンドスタシオン101	予防給付型訪問 サービス	令和5年1 0月1日

(令和5年10月16日掲示済)

【 公 告 】

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号による道路の位置を次のとおり指定する。

令和5年10月3日

和歌山市長 尾花正啓

指定年月日 指定番号	地名地番	申請者住所氏名	道路幅員×延長 総延長
令和5年9月29日 和建指第2730号	和歌山市粟字重道ノ坪 157番3、221番 2、233番3	和歌山市狐島508番地 三幸建設株式会社 代表取締役 島本義久	6.00m×76.28m 76.28m

（令和5年10月3日揭示済）

和歌山市和歌山大学前駅周辺土地区画整理事業の事業計画変更を認可したので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第4項の規定により、次のとおり公告します。

令和5年10月6日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 組合の名称 和歌山市和歌山大学前駅周辺土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地 和歌山市中636番地の3
- 3 設立認可年月日 平成12年8月4日
- 4 施行地区 和歌山市中の一部
- 5 事業施行期間 平成12年8月4日から令和10年3月31日まで
- 6 変更認可の年月日 令和5年10月3日

（令和5年10月6日揭示済）

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和5年10月10日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市木ノ本字今善堀140番の一部、141番、溝渠	和歌山市太田2丁目8番11号 株式会社幸福建設 代表取締役 吉田梨絵

（令和5年10月10日揭示済）

土地の所有者等の所在が明らかでなく土地の所有者等の確認を得ることができないため、地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）第30条第2項の規定により筆界案を作成したので、同条第3項の規定により公告する。

令和5年10月11日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 土地の所在・地番
和歌山市野崎字崎中249番1
- 2 筆界案を確認することができる場所
名称 和歌山市都市建設局建設総務部地籍調査課
所在地 和歌山市七番丁11番地1 アラスカビル2階
電話 073-435-1075
- 3 筆界案を確認することができる者

- 1に記載した土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人のうちで所在が明らかでない者
- 4 筆界案の作成者
和歌山市
- 5 3に記載した者は、公告の日から起算して20日間（ただし、期間の末日が休日に当たるときは、その翌日までの間）意見を申し出ることができる。なお、当該期間を経過しても申出がないときは、3に記載した者の確認を得ずに調査を行う。

（令和5年10月11日揭示済）

土地の所有者等の所在が明らかでなく土地の所有者等の確認を得ることができないため、地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）第30条第2項の規定により筆界案を作成したので、同条第4項の規定により公告する。

令和5年10月11日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 土地の所在・地番
和歌山市野崎字破瀬折51番10
和歌山市野崎字崎中225番2
和歌山市野崎字崎中225番3
和歌山市野崎字崎中249番3
- 2 筆界案を確認することができる場所
名称 和歌山市都市建設局建設総務部地籍調査課
所在地 和歌山市七番丁11番地1 アラスカビル2階
電話 073-435-1075
- 3 筆界案を確認することができる者
1に記載した土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人
- 4 筆界案の作成者
和歌山市
- 5 3に記載した者は、公告の日から起算して20日間（ただし、期間の末日が休日に当たるときは、その翌日までの間）意見を申し出ることができる。なお、当該期間を経過しても申出がないときは、3に記載した者の確認を得ずに調査を行う。

（令和5年10月11日揭示済）

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和5年10月16日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市北出島字小手代89番1、95番1、95番4、95番5、95番6、95番7、95番8、95番9、96番1、里道、水路	和歌山市太田2丁目8番11号 株式会社幸福建設 代表取締役 吉田梨絵
和歌山市有本字城ノ前516番22、519番3、520番2、523番4、526番1、526番2	和歌山市有本143番地1 和歌山中央医療生活協同組合 代表理事 古田光明

（令和5年10月16日揭示済）

【 選挙管理委員会告示 】

和歌山市選挙管理委員会告示第65号

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和5年10月6日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 大西 勉 己

- 1 日時 令和5年10月16日（月）午前10時00分
- 2 場所 和歌山市西汀丁36番地
和歌山商工会議所1階選挙管理委員会室
- 3 案件
選挙人名簿から抹消するについて

（令和5年10月6日揭示済）

【 教育委員会告示 】**和歌山市教育委員会告示第19号**

和歌山市教育委員会定例会を次のとおり開催することとし、招集したので告示する。

令和5年10月10日

和歌山市教育委員会
教育長 阿形 博 司

- 1 日時 令和5年10月12日（木） 午後6時から
- 2 場所 和歌山市七番丁23番地
和歌山市役所11階 教育委員室
- 3 事案
 - (1) 9月定例市議会について
 - (2) 令和6年度和歌山市立和歌山高等学校入学者選抜実施要項について
 - (3) 令和5年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書（案）について
 - (4) 和歌山市立幼稚園教頭候補者選考検査実施について
 - (5) 令和5年度和歌山市川端龍子賞等の選考委員について
 - (6) その他

（令和5年10月10日揭示済）

【 教育委員会公告 】

令和6年度和歌山市立和歌山高等学校入学者選抜を実施するので公告する。

令和5年10月16日

和歌山市教育委員会
教育長 阿形 博 司

令和6年度和歌山市立和歌山高等学校入学者選抜実施要項

- 1 課程、学科及び学科定員
 - (1) 全日制課程 総合ビジネス科 160名、デザイン表現科 40名、普通科 60名
 - (2) 定時制課程 ビジネス実践科 40名、ビジネス情報科 40名
- 2 一般選抜
 - (1) 募集定員

学科定員に同じ。（ただし、総合ビジネス科の募集定員はスポーツ推薦の15名程度を含む。）

(2) 出願受付期間

ア 一般出願

令和6年2月21日（水） 午前9時から午後4時まで

令和6年2月22日（木） 午前9時から午後3時まで

イ 本出願

令和6年3月4日（月） 午前9時から午後4時まで

令和6年3月5日（火） 午前9時から午後3時まで

（一般出願を行ったものは、本出願で1回に限り出願先を変更することができる。）

(3) 出願受付場所

和歌山市立和歌山高等学校（ただし、一般出願の受付場所・時間については、別途通知する。）

(4) 検査日時

学力検査 令和6年3月11日（月） 午前9時から

面接・実技検査等 令和6年3月12日（火） 午前9時から

(5) 実施場所

和歌山市立和歌山高等学校

(6) 検査内容等

ア 全日制の課程

総合ビジネス科 学力検査

デザイン表現科 学力検査、実技（簡単な素描）

普通科 学力検査

イ 定時制の課程

ビジネス実践科 学力検査、面接（個人面接）、作文（600字程度）

ビジネス情報科 学力検査、面接（個人面接）、作文（600字程度）

ウ 定時制課程において満20歳以上特別措置を実施する。

(7) 学力検査教科と配点

ア 国語、社会、数学、理科及び外国語（英語（リスニングテストを含む。））各50分

イ 配点 各教科100点満点とする。（500点満点）

ただし、普通科は国語、数学及び英語の得点を2倍する傾斜配点を行う。（800点満点）

(8) 傾斜評価

デザイン表現科 美術の評定を2倍する。

普通科 国語、数学及び英語の評定を2倍する。

(9) 合格者の発表場所

和歌山市立和歌山高等学校

(10) 合格者の発表日時

令和6年3月19日（火）午前10時

3 スポーツ推薦

(1) 学科、募集人数等

ア 総合ビジネス科において実施

イ 硬式野球（男子）10名程度、

ソフトボール（女子）とバスケットボール（女子）の2種目合わせて5名程度

(2) 出願受付期間及び場所

一般選抜に同じ。（ただし、本出願での志望先の変更はできない。）

(3) 検査日時及び場所

一般選抜に同じ。

(4) 検査内容

学力検査、面接（集団面接）及びスポーツ実技を実施する。

スポーツ実技検査内容

競技スポーツ名	共通実技	種目別実技
硬式野球 （男子）		① 捕球 ② ティーバッティング ③ ベースランニング （雨天時は体育館にて③とシャトルランを実施）
ソフトボール （女子）	① 反復横とび ② ハンドボール投げ	① キャッチボール ② ロングティー ③ ピッチングまたは捕球・返球 （雨天時は体育館にて①②③を実施）
バスケットボール （女子）		① 対面パス ② ドリブルシュート ③ シュート（5カ所）

(5) 学力検査教科及び配点

一般選抜に同じ。

(6) 傾斜評価

保健体育の評定を2倍する。

(7) 合格者の発表場所及び日時

一般選抜に同じ。

4 追募集

(1) 学科及び募集人数

合格者が募集定員に満たない学科について実施する。

(2) 出願受付期間

令和6年3月25日（月）午前9時から午後4時まで

(3) 出願受付場所

和歌山市立和歌山高等学校

(4) 検査日時

令和6年3月27日（水）午前9時から

(5) 実施場所

和歌山市立和歌山高等学校

(6) 検査内容等

ア 学力検査

総合問題（60分、100点満点）

イ 面接（個人面接）、定時制のみ作文（600字程度）

学力検査終了後実施

(7) 合格者の発表場所

和歌山市立和歌山高等学校

(8) 合格者の発表日時

令和6年3月29日（金）午前10時

5 問い合わせ先

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地

和歌山市教育委員会学校教育課

電話番号 073(435)1196

（令和5年10月16日揭示済）

【 農 業 委 員 会 公 告 】

和歌山市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和5年10月4日

和歌山市農業委員会
会長 谷 河 績

- 1 開催日時
令和5年10月10日 13時00分
- 2 開催場所
和歌山市農業委員会事務局 会議室
- 3 審議案件
 - (1) 農用地区域除外に係る意見について
 - (2) 和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について
 - (3) 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (4) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
 - (5) 農用地利用集積計画について

(令和5年10月4日揭示済)

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定に基づき、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「旧法」という。）第18条第1項の農用地利用集積計画を定めたので、旧法第19条の規定により公告する。

なお、当該農用地利用集積計画を和歌山市農業委員会事務局において縦覧に供する。

令和5年10月10日

和歌山市農業委員会
会長 谷 河 績
(令和5年10月10日揭示済)

【 企 業 局 告 示 】

和歌山市企業局告示第31号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定を受けた者を、和歌山市水道事業給水条例施行規程（平成10年水道局規程第2号）第27条第1号の規定により告示する。

令和5年10月11日

和歌山市公営企業管理者 瀬 崎 典 男

事業者	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	登録番号
和歌山市内原992番地10 隼総建株式会社 代表取締役 田出信也	隼総建株式会 社	和歌山市内原992 番地10	令和5年9月5日	第637 号
和歌山県有田市千田48-3 株式会社堀江建設 代表取締役 堀江孝典	株式会社堀江 建設	和歌山県有田市千田 48-3	令和5年9月25 日	第638 号

(令和5年10月11日揭示済)

和歌山市企業局告示第32号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2の規定により和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定の更新がされた者を、和歌山市水道事業給水条例施行規程（平成10年水道局規程第2号）第27条第2号の規定により告示する。

令和5年10月11日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典男

事業者	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	登録番号
大阪府貝塚市名越878番地 有限会社ワキタ総合 代表取締役 脇田淳一	有限会社ワキタ総合	大阪府貝塚市名越878番地	令和5年9月4日	第523号
和歌山県海南市七山19番地の53 株式会社中谷商店 代表取締役 中谷真也	株式会社中谷商店	和歌山県海南市七山19番地の53	令和5年9月7日	第480号
三重県熊野市井戸町361の8 株式会社村田水道工業所 代表取締役 村田憲一	株式会社村田水道工業所	三重県熊野市井戸町361の8	令和5年9月25日	第451号
和歌山市口須佐158番地の8 株式会社宮崎建設 代表取締役 宮崎浩二	株式会社宮崎建設	和歌山市口須佐158番地の8	令和5年9月25日	第521号
和歌山市冬野1526番地1 3-1号 プランニング設備峠 代表者 峠 光弘	プランニング設備峠	和歌山県紀の川市貴志川町北1296番地8	令和5年9月26日	第525号
和歌山市中島526番地 松浦舗道建設株式会社 代表取締役 松浦良暢	松浦舗道建設株式会社	和歌山市中島526番地	令和5年9月28日	第505号
和歌山市和佐中103-8 信明設備 代表者 石部信行	信明設備	和歌山市和佐中103-8	令和5年9月28日	第463号

（令和5年10月11日掲示済）

和歌山市企業局告示第33号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定により和歌山市企業局指定給水装置工事事業者から事業の廃止の届出があったので、和歌山市水道事業給水条例施行規程（平成10年水道局規程第2号）第27条第3号の規定により告示する。

令和5年10月11日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典男

事業者	事業所の名称	事業所の所在地	廃止届出年月日	登録番号
大阪府大阪市港区磯路3丁目24番1号 株式会社グローウィンオール 代表取締役 宮崎泰任	株式会社グローウィンオール	大阪府大阪市港区磯路3丁目24番11号	令和5年9月7日	第585号
和歌山市西浜3丁目7番14号 株式会社テクノシンワ 代表取締役 東出美千子	株式会社テクノシンワ	和歌山市西浜3丁目7番14号	令和5年9月1日	第212号
和歌山県有田市千田48-3 堀江建設	堀江建設	和歌山県有田市千田48-3	令和5年9月25日	第562号

代表者 堀江孝典

(令和5年10月11日揭示済)

【 消 防 局 訓 令 】

消防局訓令第9号

防火胸章規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年10月16日

和歌山市消防局長 吉野 楠 哉

防火胸章規程の一部を改正する規程

防火胸章規程（平成13年消防局訓令第15号）の一部を次のように改正する。

第2条中「和歌山市消防吏員（以下「消防吏員」という。）」を「消防職員」に改める。

第3条から第5条までを次のように改める。

(形状等)

第3条 防火胸章は火災予防運動胸章、一般防火胸章及び年末火災特別警戒胸章の3種類とし、素材、形状、寸法等は別図のとおりとする。

(着用)

第4条 消防職員は、和歌山市消防吏員服装規程（平成7年消防局訓令第5号）第3条第1号に規定する正規の服装を着用する場合であって、次に掲げるときに防火胸章を着用するものとする。

(1) 火災予防運動胸章は、春及び秋の火災予防運動の期間

(2) 一般防火胸章は、市民防火の日

(3) 年末火災特別警戒胸章は、年末火災特別警戒の期間

(4) 前各号に掲げるときのほか、消防局長又は消防署長が必要と認めるとき。

2 前項に規定する場合にかかわらず、消防局長又は消防署長は、消防吏員が正規の服装以外の服装を着用する場合であっても防火胸章の着用を命ずることができる。




(着用位置)

第5条 防火胸章は、名札の上部に着用するものとする。ただし、名札の上部に着用し難い場合又は名札を着用しない場合は、左胸部に着用するものとする。

別図を次のように改める。

別図（第3条関係）

火災予防運動胸章	色	台地は赤色、文字は白色とする。 和びとちゃんの肌は薄桃色、制服及び制帽は紺色、消火器は朱色、のぼりは台地が白地で「火の用心」の文字は赤色、「和歌山市消防局」の文字は黒色とする。
	地質	金属製プレートを印刷式台紙及び合成樹脂製フィルムで抱擁したものとする。
	製式	寸法及び形状は次のとおりとする。

	<div style="text-align: center;">  <p>25 ミ リ メ ー ト ル</p> <p>75ミリメートル</p> </div>	
<p>一般防火胸章</p>	<p>色</p> <p>台地は山吹色、文字は「防火」、「絆」及び「火災」の文字は赤色、それ以外の文字は黒色とする。 ツツジの花弁は桃色、葉は緑色、和びっちゃん肌の肌は薄桃色、防火服は紺色、防火帽は銀色、消防ポンプ自動車は朱色とする。</p>	
	<p>地質</p>	<p>金属製プレートを印刷式台紙及び合成樹脂製フィルムで抱擁したものとする。</p>
	<p>製式</p>	<p>寸法及び形状は次のとおりとする。</p>
	<div style="text-align: center;">  <p>25 ミ リ メ ー ト ル</p> <p>75ミリメートル</p> </div>	
<p>年末火災特別警戒胸章</p>	<p>色</p> <p>台地は白色、文字は「火災」の文字は赤色、それ以外の文字は黒色とする。 和歌山市消防局のエンブレムは、橙色を基調とし、エンブレム上部には濃紺色の帯に黄色の文字で消防局名を表示し、エンブレム中央部には銀色の消防章及び金色の桜葉章を表示する。</p>	
	<p>地質</p>	<p>金属製プレートを印刷式台紙及び合成樹脂製フィルムで抱擁したものとする。</p>
	<p>製式</p>	<p>寸法及び形状は次のとおりとする。</p>
	<div style="text-align: center;">  <p>25 ミ リ メ ー ト ル</p> <p>75ミリメートル</p> </div>	
<p>附 則</p>		

この規程は、令和5年11月1日から施行する。

（令和5年10月16日揭示済）

【 そ の 他 】

和歌山市議会議員として4年以上在職した元議員に対し、令和5年10月4日、和歌山市元議会議員礼遇規程（昭和44年達第1号）の定めにより礼遇き章及び証書を贈呈した者は、次のとおりです。

令和5年10月4日

和歌山市長 尾花正啓

令和5年度 和歌山市元議会議員礼遇規程による礼遇き章及び証書贈呈対象者

佐伯 誠章
寒川 篤
中尾 友紀
中塚 隆

（令和5年10月4日揭示済）